

### 大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第1号中「、次条及び別表第1から別表第4まで」を「から第7条の6まで、別表第1から別表第4まで及び別表第6から別表第8まで」に、「者」を「者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）」に改め、同条第2項中「を行う」を「があった」に、「おける」を「おける前項第1号又は第2号に規定する審査に係る」に、「前項第1号又は第2号」を「これら」に、「申出に係る」を「当該」に改め、同条第3項中「の申出に係る」を「に規定する」に改め、同条第4項中「の申出に係る」を「に規定する」に、「当該申出に係る」を「第2項に規定する」に改める。

第7条の5に見出しとして「（一団地の住宅施設として建築される建築物に係る手数料の特例）」を付し、同条第1項中「及び別表第4」を「、別表第4、別表第7及び別表第8」に、「前条第2項から第4項まで」を「第7条の4第2項から第4項まで及び前条第2項から第4項まで」に、「前条第1項第1号又は第2号」を「第7条の4第1項第1号若しくは第2号又は前条第1項第1号」に改め、同条第2項中「前条第2項から第4項まで」を「第7条の4第2項から第4項まで及び前条第2項から第4項まで」に改め、同条を第7条の6とし、第7条の4の次に次の1条を加える。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）

第7条の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条並びに別表第6及び別表第7において「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、

同表の右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額）

(2) 法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画（以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）であることの証明 1件につき、980円

- 2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号に規定する審査に係る手数料の額は、同号の規定にかかわらず、当該審査1件につき、同号の規定による手数料の額に、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。
- 3 前項に規定する審査において、構造適合審査を要する場合における手数料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。
- 4 第2項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第1号の規定による手数料の額）に、当該審査1件につき、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。

別表第2備考中「おいて」を「おいて、「」に、「、次表及び別表第4」を「から別表第4まで及び別表第6から別表第8まで」に改める。

別表第3備考第2号中「以下」を「以下この表から別表第5までにおいて」に改める。

別表第5の次に次の4表を加える。

別表第6（第7条の5関係）

区		分	額
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計	
住居の用に供 する建築物又 は建築物の部 分	事前審査適 合部分等	150平方メートル以下	5,700円
		150平方メートルを超え 400平方メートル以下	11,100円
		400平方メートルを超え 800平方メートル以下	18,800円
		800平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	30,200円
		2,000平方メートルを超え 4,000平方メートル以下	51,000円
		4,000平方メートルを超え 8,000平方メートル以下	90,000円
		8,000平方メートルを超え 16,000平方メートル以下	143,700円
		16,000平方メートルを超え 24,000平方メートル以下	182,100円
		24,000平方メートルを超え 33,000平方メートル以下	191,900円
		33,000平方メートル超	210,500円
	その他の建 築物又は建 築物の部分	150平方メートル以下	39,700円
150平方メートルを超え 400平方メートル以下		79,800円	

		400平方メートルを超え 800平方メートル以下	112,300円
		800平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	154,300円
		2,000平方メートルを超え 4,000平方メートル以下	223,100円
		4,000平方メートルを超え 8,000平方メートル以下	317,600円
		8,000平方メートルを超え 16,000平方メートル以下	432,700円
		16,000平方メートルを超え 24,000平方メートル以下	564,000円
		24,000平方メートルを超え 33,000平方メートル以下	656,200円
		33,000平方メートル超	830,400円
住居の用に供 する建築物又 は建築物の部 分以外の建築 物又は建築物 の部分（法第 54条第1項第 1号に規定す る建築物に係 るエネルギー の使用の合理 化の一層の促	事前審査適 合部分等	300平方メートル以下	11,100円
		300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	31,200円
		2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	92,900円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	147,000円
		10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以下	185,600円
		25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	232,000円
		50,000平方メートル超	324,600円

進その他の建  
築物の低炭素  
化の促進のた  
めに誘導すべ  
き経済産業大  
臣、国土交通  
大臣及び環境  
大臣が定める  
基準のうち外  
壁、窓等を通  
しての熱の損  
失の防止に関  
するものに適  
合しているか  
どうかについ  
ての評価で市  
規則で定める  
もの（以下こ  
の表において  
「外皮性能評  
価」という。）  
を要するもの  
を除く。）

その他の建  
築物又は建  
築物の部分

300平方メートル以下

126,200円

300平方メートルを超え

208,000円

2,000平方メートル以下

2,000平方メートルを超え

323,900円

5,000平方メートル以下

5,000平方メートルを超え

415,800円

10,000平方メートル以下

10,000平方メートルを超え

496,800円

25,000平方メートル以下

25,000平方メートルを超え

578,700円

50,000平方メートル以下

50,000平方メートル超

742,400円

住居の用に供する建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分（外皮性能評価を要するものに限る。）	事前審査適合部分等	300平方メートル以下	11,100円
		300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	31,200円
		2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	92,900円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	147,000円
		10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以下	185,600円
		25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	232,000円
		50,000平方メートル超	324,600円
		その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル以下
	300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下		443,600円
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下		631,200円
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下		774,100円
	10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以下		912,300円
	25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下		1,041,300円
	50,000平方メートル超		1,299,200円

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、法第53条第1項の規定による認定

の申請をする場合にあつては、当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第55条第1項の規定による変更の認定の申請をする場合にあつては、当該申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をいう。

- 2 この表において、「事前審査適合部分等」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者により、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物又は建築物の部分をいう。

別表第7（第7条の5関係）

床面積の合計	額
100平方メートル以下	33,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	44,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	60,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	87,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	116,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	275,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	470,000円
50,000平方メートル超	730,000円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第5号に掲げる場合並びに移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 法第54条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定低炭素建築物新築等計画（以下この表から別表第9までにおいて「みなし計画」という。）の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） みなし計画の変

更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積
- (4) みなし計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積
- (5) 建築基準法第86条の8第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の認定を受けた建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の2分の1の面積

別表第8（第7条の5関係）

区 床 面 積	分	額
	審 査 方 法	
200平方メートル以下	プログラム審査	93,200円
	上記以外の審査	123,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	プログラム審査	105,200円
	上記以外の審査	147,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	プログラム審査	117,200円
	上記以外の審査	171,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	プログラム審査	129,200円
	上記以外の審査	195,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	プログラム審査	146,600円
	上記以外の審査	233,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	プログラム審査	184,800円
	上記以外の審査	309,500円



50,000平方メートル超	プログラム審査	312,500円
	上記以外の審査	568,400円

備考

- この表において、「床面積」とは、構造適合審査に係る建築物の部分の床面積とする。ただし、みなし計画に係る建築物（構造適合審査を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては、構造適合審査に係る建築物の部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。
- この表において、「プログラム審査」とは、国土交通大臣の認定を受けたプログラム（建築基準法第2条第34号に規定するプログラムをいう。）を使用し、かつ、入力情報の電子データが提出されたものについて行う審査をいう。

別表第9（第7条の5関係）

区	分	額
建築設備を設置する場合（みなし計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	21,000円
	小荷物専用昇降機	11,000円
みなし計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	13,000円
	小荷物専用昇降機	9,000円

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市手数料条例 (抄)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条及び別表第1から別表第3までにおいて「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(当該申請が行われる時に、当該申請に係る住宅が属する1の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この条、次条及び別表第1から別表第4まで及び別表第6から別表第8までにおいて同じ。)

において法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請が複数行われる場合にあつては、当該額を当該複数の申請の件数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)と、12,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の登録を受けた者(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により、法第6条第1項各号(第3号を除く。)に定める基準に適合していると認められた住宅(以下「事前審査適合住宅」という。)にあつては1,600円)のうちいずれか高い額

- (2)-(5) 省 略

- 2 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う があつた

場合における前項第1号又は第2号に規定する審査に係る手数料の額は、前項第1号又は第2号 これら

号の規定にかかわらず、申出に係る審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表 当該

第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(大阪市建築基準法施行条例(平成12年大阪市条例第62号)第6条第1項ただし書に規定する磁気ディスク等(以下「磁気ディスク等」という。)による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額とする。

- 3 前項の申出に係る審査において、建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(建築基

準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第2項又は第3項に定める基準に従つた構造計算

で、同法第20条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの審査(以下「構造適合審査」という。)を要する場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。

4 第2項の申出に係る審査において、建築基準法第87条の2に規定する建築設備(以下「建築に規定する

設備」という。)に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額(当該申出に係る審査の内容が、建築設備に係る審査のみで第2項に規定する

ある場合にあつては、第1項第1号又は第2号の規定による手数料の額)に、当該審査1件につき、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(磁気ディスク等による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額とする。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この条並びに別表第6及び別表第7において「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあつては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)

(2) 法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画(以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)であることの証明 1件につき、980円

2 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があつた場合における前項第1号に規定する審査に係る手数料の額は、同号の規定にかかわらず、当該審査1件につき、同号の規定による手数料の額に、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(磁気ディスク等による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額とする。

3 前項に規定する審査において、構造適合審査を要する場合における手数料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件に

つき、別表第 8 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。

- 4 第 2 項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前 2 項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第 2 項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第 1 項第 1 号の規定による手数料の額）に、当該審査 1 件につき、別表第 9 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から 2,000 円を減じた額）を加えた額とする。

（一団地の住宅施設として建築される建築物に係る手数料の特例）

第 7 条の 5 都市計画法第 11 条第 1 項第 8 号に掲げる一団地の住宅施設として建築（建築物を新  
第 7 条の 6

築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。以下この条、別表第 3 及び別表第 4、別表

第 7 及び別表第 8 において同じ。）をされる建築物で建築基準法第 86 条の規定の適用を受けるものに係る前条 第 2 項から第 4 項まで 及び前条第 2 項から第 4 項までの規定による手数料第 7 条の 4

料の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した手数料の額から、当該額から前条 第 1 項第 1 号 又は 第 2 号 又は前条第 1 項第 1 号の規定により算定した手数料第 7 条の 4 若しくは

料の額を減じた額の 2 分の 1 に相当する額を減じた額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、災害時における応急仮設建築物の建築、被災家屋の建替えその他これらに類する特別の事由があると認めるときは、前条 第 2 項から第 4 項まで第 7 条の 4

で 及び前条第 2 項から第 4 項までの規定による手数料を減額することができる。

別表第 2（第 7 条の 4 関係）

省	略
---	---

備考 この表において「床面積の合計」とは、法第 8 条第 1 項の規定による変更の認定の申  
おいて、

請に係る住宅が属する 1 の建築物の当該変更に係る部分の床面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号により算定された床面積をいう。以下この表、次表 及び別表第 4 から別表第 4 まで 及び別表第 6 か

において同じ。）の 2 分の 1 の面積（床面積の増加する部分にあっては、当  
ら別表第 8 まで

該増加する部分の床面積）をいう。

別表第3（第7条の4関係）

省	略
---	---

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

(1) 省 略

(2) 法第6条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる長期優良住宅建築等計画（以下この表から別表第5までにおいて「みなし計画」という。）の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 省 略

(3)～(5) 省 略

別表第5 省 略

別表第6～別表第9 省 略